

秋田県公報

目次	ページ
告示	
道路の供用開始(三五五〇・三五七・道路環境課)	1
道路区域の変更及び供用開始(三五八・道路環境課)	2
道路区域の変更(三五九・道路環境課)	2
道路区域の変更及び供用開始(三六〇・道路環境課)	3
道路区域の変更(三六一・道路環境課)	3
建築基準法による道路位置の指定(三六二・三六九・由利地域振興局建設部)	3
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	7
土地改良区の合併の認可(雄勝地域振興局農林部)	7

告示

秋田県告示第三百五十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年四月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	湯沢雄物川大曲線	平鹿郡雄物川町沼館字宮ノ前二八二番一から一七四番三地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年四月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 - 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百五十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百一号	山本郡峰浜村沼田字砂坂九番一地从先から四番一地从先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十六年四月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 - 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百五十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年四月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	水沢西仙北線	仙北郡西仙北町土川字刈布沢三三番一九地 先から字一ト鶴四二二番二まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年四月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百五十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	旧	線	仙北郡角館町白岩広久内字中川原二〇番二地先から岩瀬字下川原四六八番地先まで	八・四〇〇～一四・〇〇〇	一・〇七四
	線			仙北郡西仙北町大沢郷寺字野田一一五番三地先から寺館字常野八〇番一地先まで	一三・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・六一〇

- 二 供用開始の期日 平成十六年四月十三日
 - 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百五十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	旧	線	仙北郡西仙北町大沢郷寺字野田一一五番三地先から寺館字常野八〇番一地先まで	一三・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・六一〇
				仙北郡西仙北町大沢郷寺字野田一一五番三地先から寺館字常野八〇番一地先まで	六・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・七二〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百六十号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			秋田御所野雄和線	河辺郡河辺町戸島字大古川五〇番四から字藤島七九番地先まで		一五・〇〇〇〇 一五・〇〇〇〇	〇・一七八 〇・一七八
			秋田御所野雄和線	"		一五・〇〇〇〇 一五・〇〇〇〇	〇・一七八 〇・一七八

二 供用開始の期日 平成十六年四月十三日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年四月十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			琴丘上小阿仁線	北秋田郡上小阿仁村大林字谷地五番九から字上村下タ一七番四地先まで		一一・五〇〇〇 一一・五〇〇〇	〇・〇七二 〇・〇七二
			琴丘上小阿仁線	北秋田郡上小阿仁村大林字谷地五番九から字上村下タ三番一まで		一一・五〇〇〇 一一・五〇〇〇	〇・〇七二 〇・〇七二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年四月十三日から同月二十六日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月十三日

秋田県告示第三百六十二号

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳 田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市石脇字上長老沼一番九五、九四番二、九五番五、九五番六、九七番三、字今町一六八番一、一七〇番三	道路の延長 一一二・八メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
---	---	--------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳 田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市石脇字竜巻四番八五の内、四番一八四の内	道路の延長 四四・七メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
---	--------------------------------------	-------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十四号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳 田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市石脇字尾花沢五四番一九〇の内、五四番一九三、五四番一九四、五四番三〇三	道路の延長 一〇八・三メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
---	--	--------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市出戸町字一番堰九六番一の内、九七番五の内	道路の延長 五三・六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
--	---------------------------------------	-------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市出戸町字一番堰二二四番一の内、一二五番一の内	道路の延長 五三・七メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
--	---	-------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市出戸町字東梵天八九番一の内、九〇番一の内	道路の延長 五三・〇メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
--	---------------------------------------	-------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十八号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市出戸町字東梵天二九二番一の内、 二九三番一の内	道路の延長 六一・七メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
--	---	-------------------	----------------	----------------------

秋田県告示第三百六十九号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎一七番地 本荘市長 柳田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市出戸町字東梵天一九〇番一、二九 一番一	道路の延長 五四・五メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月三十一日
--	---	-------------------	----------------	----------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
大館市雪沢字下日影八十一番地一

阿部 義美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の

土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大館市花矢土地改良区
認可年月日 平成十六年四月六日
- 二 大館市麓西土地改良区
認可年月日 平成十六年四月六日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新
 城川土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定
 に基づき、公告する。

平成十六年四月十三日

退任理事の住所及び氏名

秋田市下新城長岡字長岡七十八番地

秋田県知事 寺田典城

安田友一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村南町字千刈田一番地

高橋龍治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡横堀土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十六年三月三十一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 合併により設立された土地改良区
羽後町土地改良区

- 二 合併により解散した土地改良区
雄勝郡羽後町嶋田新田土地改良区

羽後町土地改良区
羽後町田代仙道土地改良区

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年四月六日（千五百六十一号）掲載の秋田県告示第三百三十二号（保安林予定森林の指定通知）

二（原稿誤り）

上 二五

沢・福館字友倉・小沢田 沢・福館字友倉・小沢田
字小沢田・仏社字仏社沢（ 字小沢田・仏社字仏社沢（
以上七字国有林。次の図に 以上五十字国有林。次の図
示す部分に限る。） 示す部分に限る。）

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄